

I 基本計画の策定にあたって

1 策定の経緯

名古屋市では、男女共同参画社会の実現をめざすため、平成7年3月に「男女共同参画プラン なごや」を策定し、その後も後継計画によりその推進を図ってきました。

平成28年3月に「名古屋市男女平等参画基本計画2020」（以下「基本計画2020」という。）を策定し、計画期間が令和2年度で満了することから、令和2年2月に、名古屋市男女平等参画審議会に対し、男女平等参画の推進に関する基本計画に位置づける、次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問し、令和2年11月に、同審議会から答申を受けました。また、令和元年度には、市民の男女平等に関する意識や生活実態などの経年変化を総合的にとらえ、新たな計画策定の基礎資料とするため、「第9回男女平等参画に関する基礎調査」（以下「基礎調査」という。）を実施しました。

この答申や基礎調査等を踏まえて、「名古屋市男女平等参画基本計画2025」（以下「基本計画2025」という。）を策定します。

2 基本的な考え方

（1）目的及び基本理念

基本計画2025は、男女共同参画社会基本法（平成11年施行。以下「基本法」という。）に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（平成14年施行。以下「条例」という。）に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

男女平等参画推進なごや条例に定める6つの基本理念（概要）

- （1）女性と男性の人権を尊重すること
- （2）企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- （3）固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- （4）女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- （5）女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- （6）国際的な取組を理解し、協調を図ること

(2) 計画の位置づけ

- ・条例第8条において、定めなければならないと規定されている「基本計画」
- ・基本法第14条第3項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」（目標3～5）

(3) 計画期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

(4) 他の計画との関連

国では、令和7年度までを計画期間とする「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に策定され、また、愛知県でも、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「あいち男女共同参画プラン2025」が策定されています。基本計画2025は、国や愛知県の内容を踏まえつつ、名古屋市の特性を反映したものです。

さらに、名古屋市の総合計画である「名古屋市総合計画2023」（令和5年度まで）や、以下の個別計画等との整合性を図りながら、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するための施策としてまとめたものです。

- ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」
(令和 3～ 7年度)
- ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」
(令和 2～ 6年度)
- ・「なごや人権施策基本方針」
(令和元年度策定)
- ・「第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」
(令和 2～ 6年度)
- ・「名古屋市産業振興ビジョン2020」
(平成28～令和2年度、改訂予定)
- ・「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつらつ長寿プランなごや2023」
(令和 3～ 5年度)
- ・「名古屋市障害者基本計画（第4次）」
(令和元～ 5年度)
- ・「名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
(平成27～令和 5年度)

3 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成27年9月に国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsでは、令和12年までの世界共通の目標として、健康や教育、経済成長に関するものなど、多岐にわたる17の持続可能な開発目標と169のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。

また、SDGsにおいて、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

基本計画2025においては、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするSDGsの

目標の達成に向けて、男女平等参画・女性活躍を推進していきます。

■SDGsの17の目標



4 法律等の国の動き

国では、基本法において、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することが、21世紀のわが国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくための最重要課題と位置づけました。

基本法に基づき、「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12年に初めて策定されて以降、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

近年、女性活躍に向けた動きが広がり、社会全体が変わり始めている状況にあり、平成27年9月には、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける等の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立しました。

令和2年12月に策定の「第5次男女共同参画基本計画」では、効果的な計画の推進を図るため、4つの政策領域「Ⅰあらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ推進体制の整備・強化」が示されています。

その他、平成29年以降の関連する主な法律等の動きは次のとおりです。

➤育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

平成29年に改正法が施行され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を講じることが事業主へ新たに義務付けました。また、規則等の改正により令和3年から子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようになりました。

➤雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

平成29年に改正法が施行され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置を講じることが事業主へ新たに義務付けました。

➤働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

令和元年から順次施行され、時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得及び正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されるようになりました。

➤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

令和2年に改正法が施行され、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

➤労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

令和2年に改正法が施行され、事業主に対し、職場におけるパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられました。パワーハラスメントに該当すると考えられる例として、労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することも挙げられています。

➤配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

令和2年に改正法が施行され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

5 社会の状況等

名古屋市の人口は令和2年10月1日現在で2,328,138人となっており、増加傾向が続いていますが、これは他市町村からの転入などの社会増加によるものであり、自然増減では、平成25年度より死亡者数が出生数を上回り、人口が自然減少しています。

さらに、14歳以下の人口の割合は平成12年の14.0%から令和2年には12.2%と減っている一方で、65歳以上の人口の割合は平成12年の15.6%から令和2年には25.1%と増えており、少子化・高齢化が進むことで、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少傾向にあります。

全国においては、1世帯当たりの人員は高齢世帯や単身世帯の増加などにより平成12年の2.42人から、令和2年には2.06人へと減っています。このほか、世帯構造別構成割合では、令和元年の国民生活基礎調査において全国では「単独世帯」が28.8%と最も多く、次いで「夫婦と未婚の子のみの世帯」が28.4%となっており、平成27年度の国勢調査の名古屋市での結果においても「単独世帯」が42.2%と最も多く、次いで「夫婦と子ども世帯」が25.0%となっています。

また、国の労働力調査によると、全国の共働き世帯数は令和元年に1,245万世帯に対して、男性雇用者と無業の妻からなる世帯数は582万世帯であり、平成11年以来、この差は拡大傾向にあります。

こうした状況に加え、最近では頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行により、今後の大規模災害発生時における対応がより懸念されることや、IoT¹・AI²・ロボットなどの先端技術の進展が社会生活や産業に普及しつつあるなどの変化が見られます。

このような社会情勢においては、性別にかかわらず働きたい誰もが働き、働き続けられる職場環境があり、育児、介護その他の家庭生活や地域生活などあらゆる分野において活躍できるようになることはますます重要になってきています。

¹ IoT : Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

² AI : Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。

6 名古屋市の現状と課題

(1) 性別にかかわる人権侵害の状況

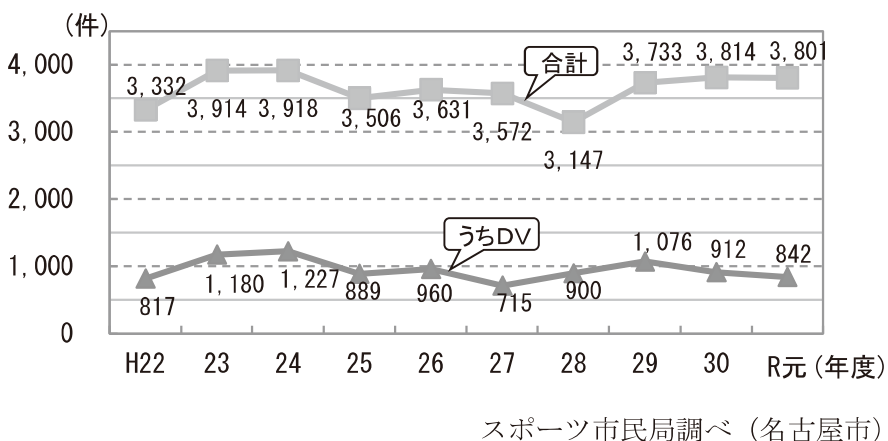
相談事業の状況

男女平等参画推進センターにおいて、「女性のための総合相談」を実施し、女性の人権を守る立場から、女性がさまざまな場面で直面する問題の解決に向けた取組をすすめています。

また、配偶者からの暴力³（Domestic Violence。以下「DV」という。）被害者への支援の取組として、配偶者暴力相談支援センターと各区の社会福祉事務所において女性福祉相談を実施しています。

平成22年度から開始した「名古屋市男性相談」においては、一定の相談ニーズがあり、男性も夫婦や家族等に悩み、生きづらさを感じている実態が見えてきたことから、男性に対する支援の拡充についても課題となっています。

【図表 1】女性のための総合相談件数

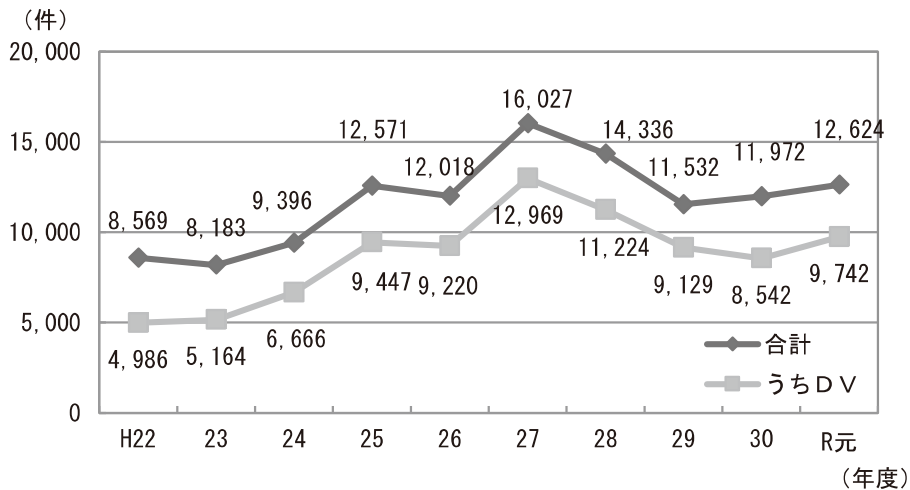


女性のための総合相談件数は、3,800件前後で推移しています。

※相談件数は個別相談（電話・面接・専門）の件数

³ 配偶者からの暴力：配偶者（女性・男性を問わない。事実婚も元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手を含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

【図表 2】女性福祉相談件数（配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所等）

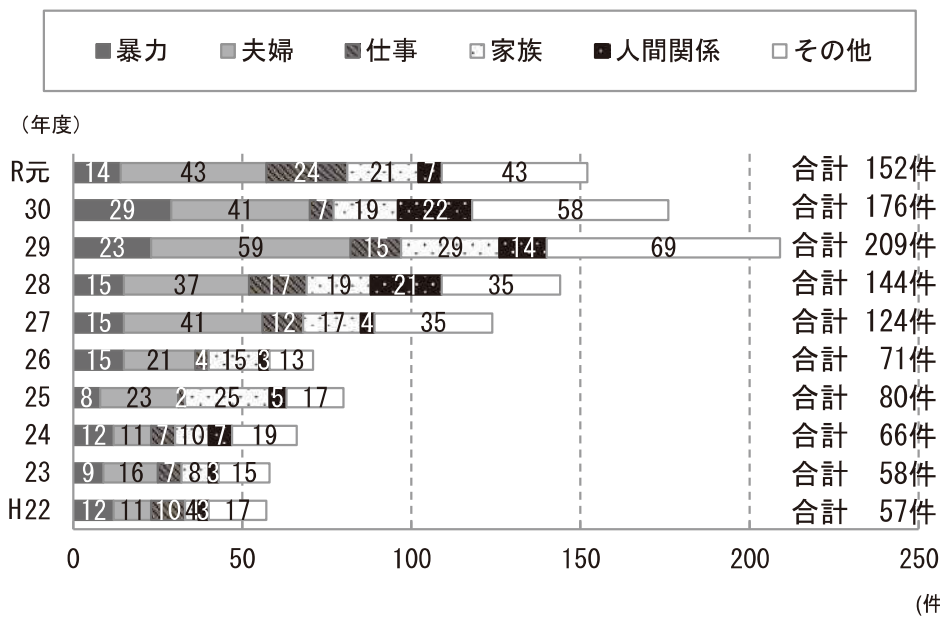


女性福祉相談件数は平成 27 年を頂点として減少しましたが、近年再び増加傾向にあります。

※相談件数には、男性からのDV相談件数を含む。

子ども青少年局調べ（名古屋市）

【図表 3】名古屋市男性相談件数



男性相談件数は、この 5 年間 100 件を超えています。

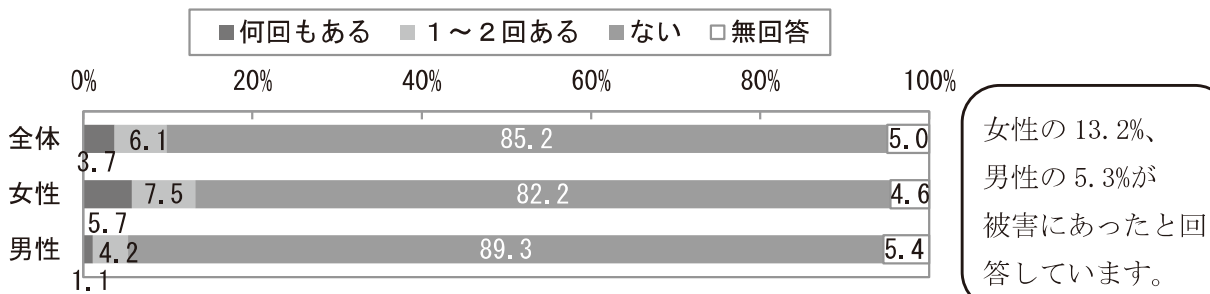
スポーツ市民局調べ（名古屋市）

配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の被害経験

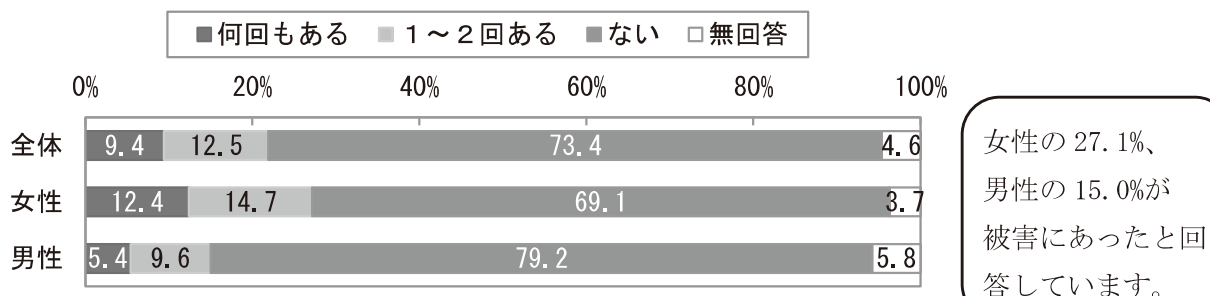
令和元年度の基礎調査では、配偶者や交際相手から、殴られたり、けられたりしたという身体的暴力について、女性は13.2%、男性は5.3%の被害経験があると回答しました。また、バカなどと傷つく呼び方をされたという精神的暴力については、女性は約4人に1人（27.1%）、男性では約7人に1人（15.0%）が被害にあったと回答しています。加えて、セクシュアル・ハラスメントについて、性的な言葉や態度などによって、不快な思いをしたと答えた女性が約3人に1人（38.3%）、男性は約6人に1人（16.4%）いるなど、性別にかかわる人権問題は依然多く発生しています。

【図表 4】人権にかかわる被害経験（名古屋市）

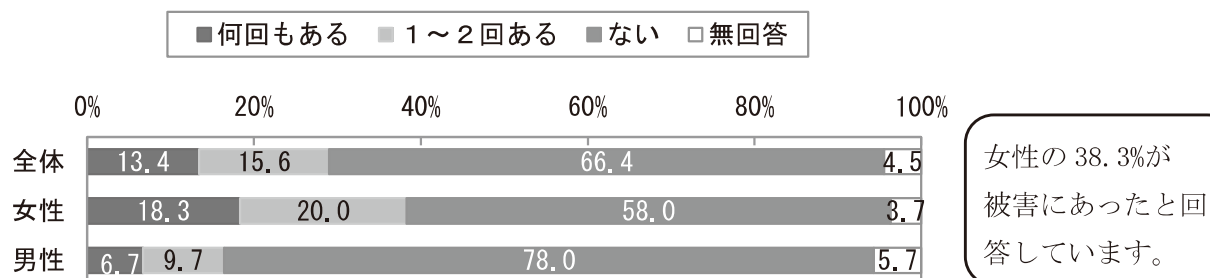
●配偶者や交際相手から殴られたり、けられたりしたこと（身体的暴力）



●配偶者や交際相手からバカなどと、傷つく呼び方をされたこと（精神的暴力）



●職場や学校などで性的な内容の言葉をかけられるなど不快な思いをしたこと（セクシュアル・ハラスメント）



令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）⁴の状況

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方の悩みごとや困りごととして、周囲の偏見や差別が多く挙げられています。

【図表 5】性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方の悩みや困りごと（名古屋市）

(%)

家族の理解がなく、偏見や差別があると感じる	28.9
テレビや新聞、雑誌、コミック、インターネットなどで、偏見や差別があると感じる	27.6
友人や職場、学校の理解がなく、偏見や差別があると感じる	26.3
周りに相談できる人がいない	22.4
悩みや困りごとはない	21.1
いじめやハラスメントなどを受けている(受けたことがある)	17.1
更衣室やトイレ、制服など男女で区別されているものに対する抵抗がある	17.1
医療的措置に要する費用負担が大きい	10.5
適切な医療的措置を受けられる機関が地域に少ない	9.2
パートナーやその子どもが法的な親族ではないことを理由に、各種給付やサービス、住宅入居、病院での面会、相続などを拒否されたことがある	6.6
就職や転職等で不利に扱われたことがある	6.6
わからない	7.9
その他	7.9
無回答	18.4

平成30年度 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など性別にかかわる市民意識調査
(名古屋市)

⁴ 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）：性的マイノリティ、性的少数派。性同一性障害者、同性愛者、両性愛者などが含まれる。

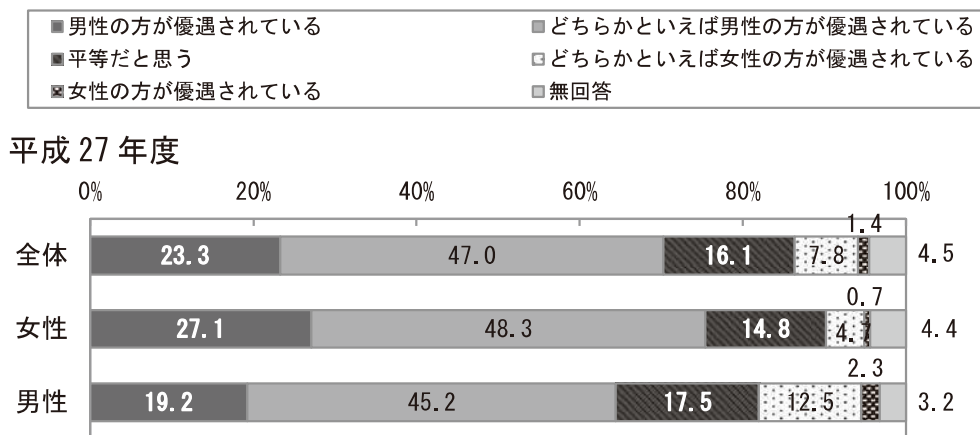
(2) 男女平等参画推進に関する市民の意識の状況

社会全体における男女の地位の平等感

令和2年度の名古屋市調査では、男女の地位の平等感について、社会全体として「平等」と感じる人の割合は19.2%で、平成27年度の16.1%からほぼ変化はありませんでした。この割合は、令和元年度に内閣府が実施した世論調査の21.2%と比べて2ポイント低くなっています。

【図表6】社会全体における男女の地位の平等感（名古屋市と全国）

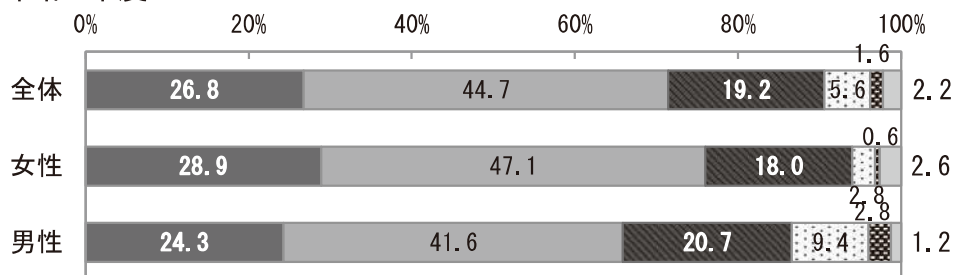
●名古屋市



平成27年度 名古屋市総合計画2018成果指標に関するアンケート調査（名古屋市）

平成27年度
「平等」と感じる
人の割合は16.1%

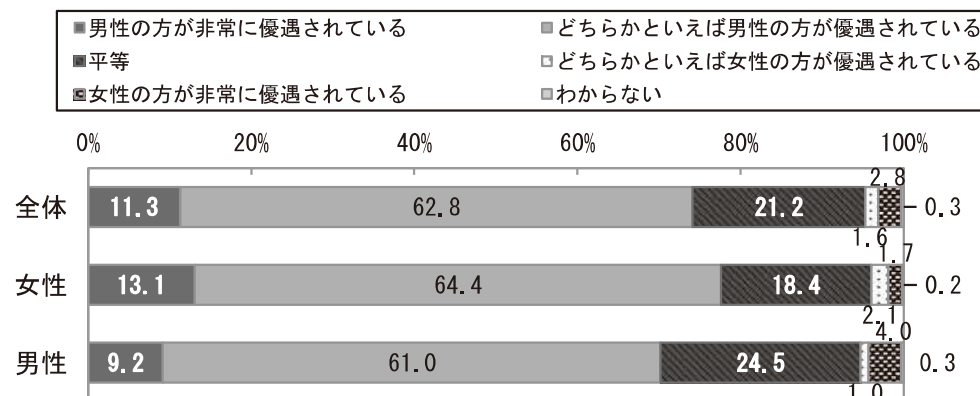
令和2年度



令和2年度 名古屋市総合計画2023成果指標に関するアンケート調査（名古屋市）

令和2年度
「平等」と考える
人の割合は19.2%

●全国



令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

全国では、
「平等」と感じる
人の割合は21.2%

固定的な性別役割分担意識

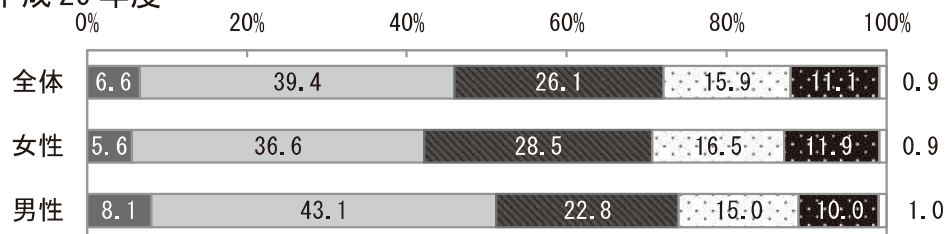
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識に賛成の人の割合は、平成26年度の基礎調査では賛成46.0%と反対42.0%でしたが、令和元年度の基礎調査では反対(51.1%)が賛成(34.4%)を上回り、意識の変化が見られます。ただし、内閣府が実施した世論調査の全国平均では賛成35.0%と反対59.8%であり、名古屋市は全国に比べると反対の人の割合が低く、性別役割分担意識がまだ残っていると考えられます。また、若年層になるほど固定的な性別役割分担意識が低い傾向があります。

【図表7】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見（名古屋市と全国）

●名古屋市

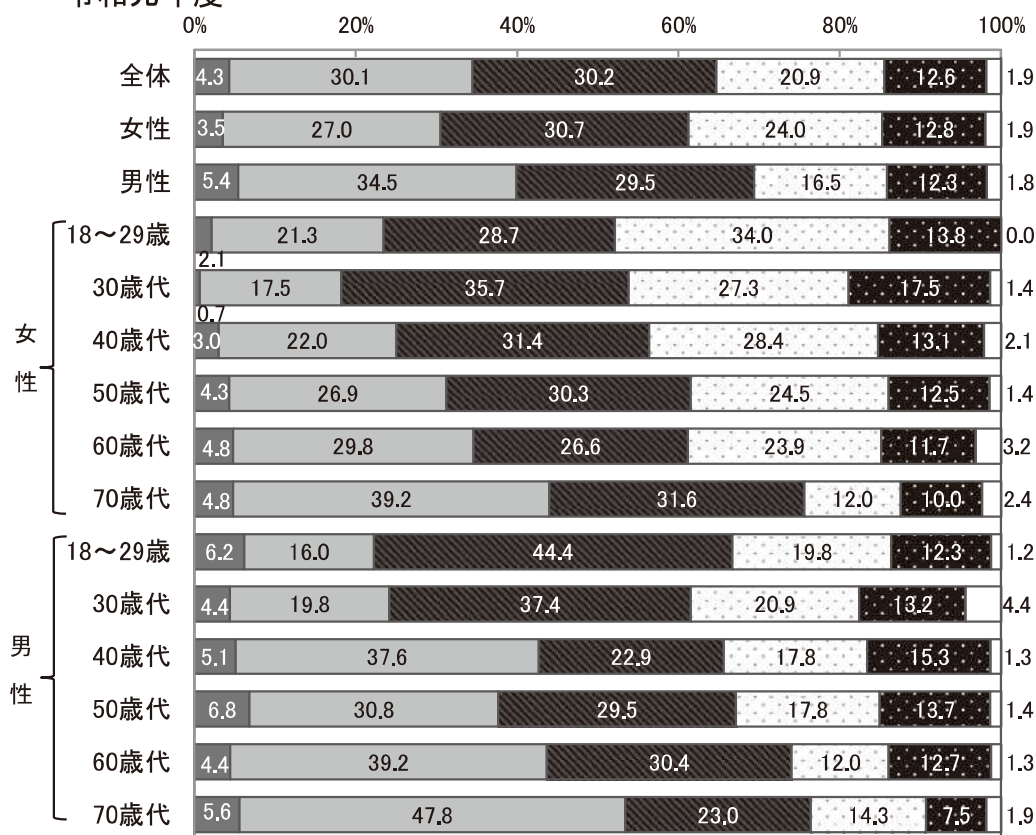
■賛成 ■どちらかと言えば賛成 ■どちらかと言えば反対 □反対 ■わからない □無回答

平成26年度



賛成 46.0%
反対 42.0%
差引 4.0%

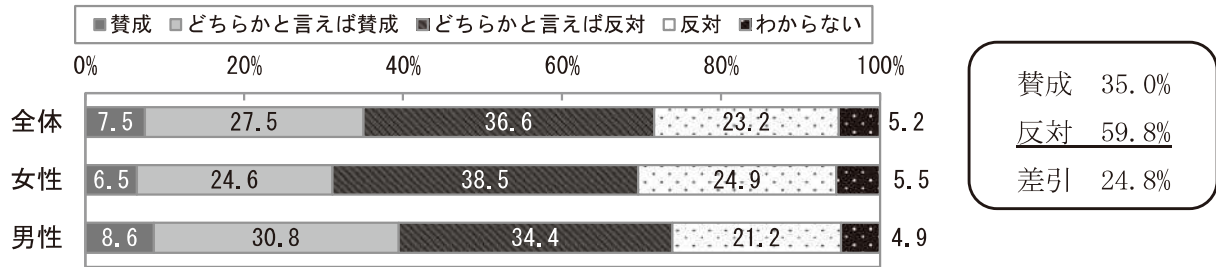
令和元年度



賛成 34.4%
反対 51.1%
差引 16.7%

男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



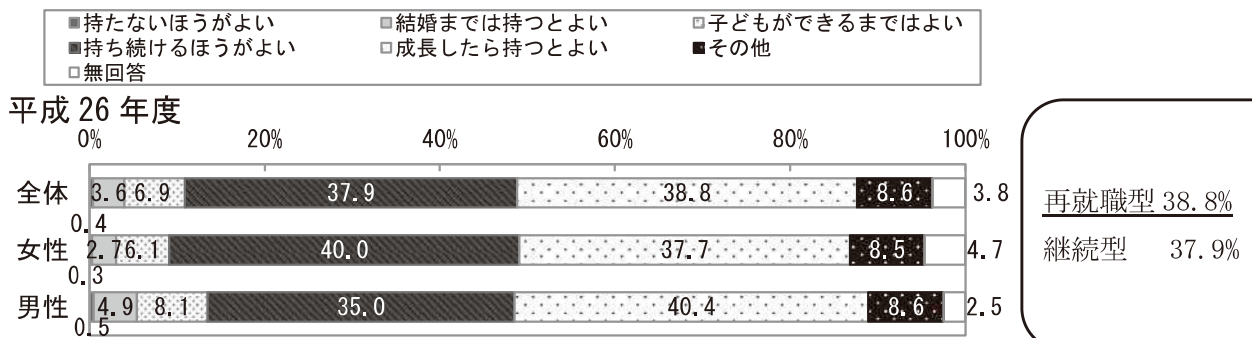
令和元年度 女性の活躍推進に関する世論調査（内閣府）

女性が職業を持つことについて

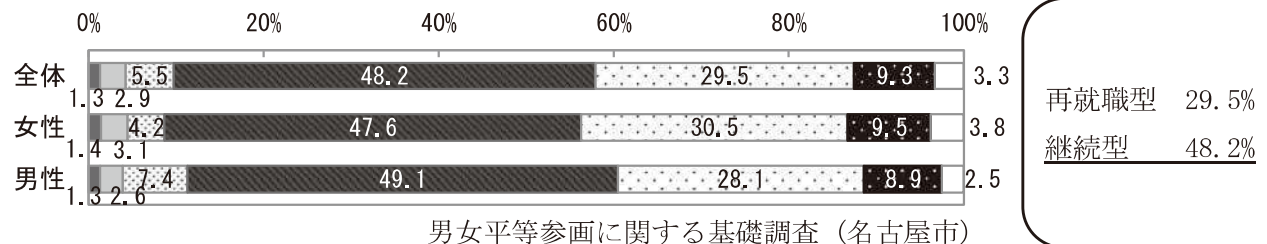
平成26年度の基礎調査では、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」（再就職型）と答えた人の割合が、全体で38.8%と最も多くなっていましたが、令和元年度は男女ともに「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」（継続型）が最も多く、全体で48.2%となりました。

【図表8】女性が職業を持つことについての考え（名古屋市と全国）

●名古屋市

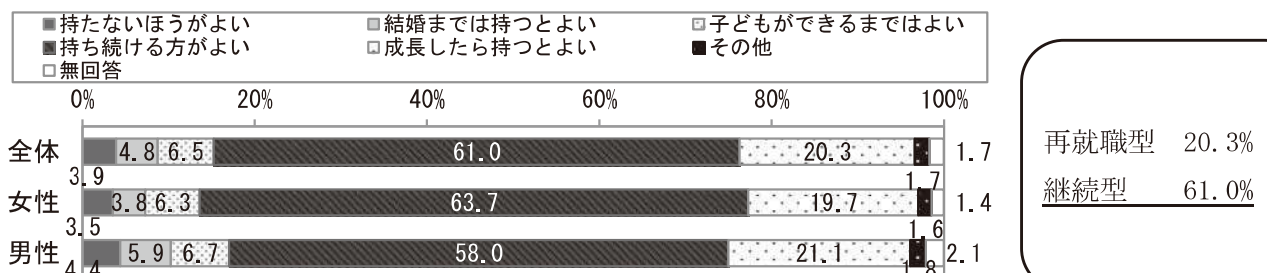


令和元年度



男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



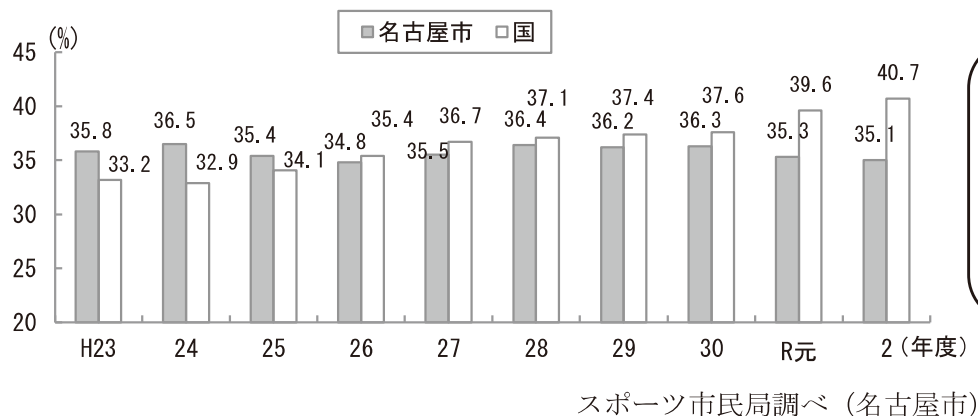
令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

(3) 方針決定過程での女性の参画状況

審議会等への女性の登用

名古屋市審議会の女性委員の登用は、平成24年度の36.5%をピークに横ばい傾向が続いています。

【図表9】 審議会等への女性の登用状況の推移（名古屋市と国）

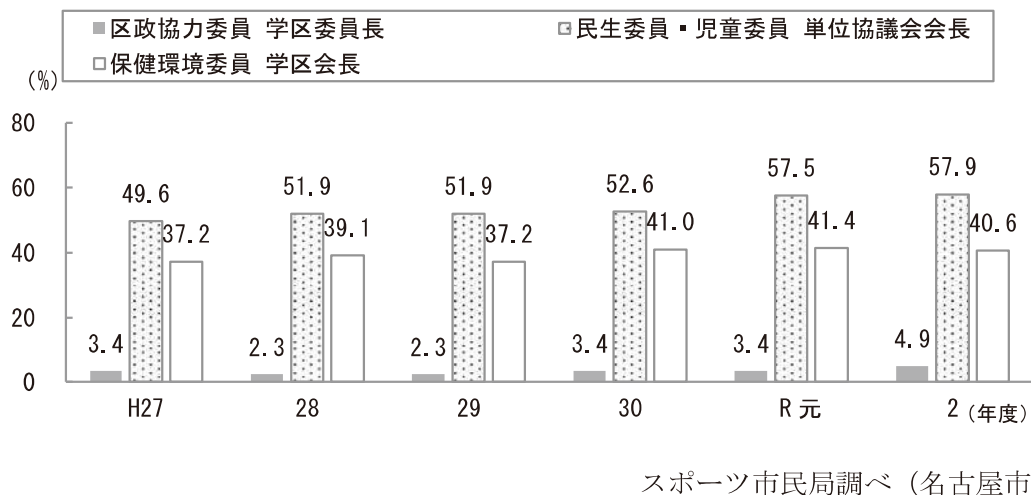


名古屋市が掲げている「40%以上 60%以下」という目標とは隔たりがあります。

地域活動における方針決定への女性の参画

地域活動における男女の参画の現状をみると、民生委員・児童委員、保健環境委員では役職者の女性比率が4割から6割程度となっている一方で、区政協力委員学区委員長は令和2年度時点で4.9%と依然として女性の割合は低い状況です。

【図表10】 地域活動の委員における役職者の女性比率（名古屋市）



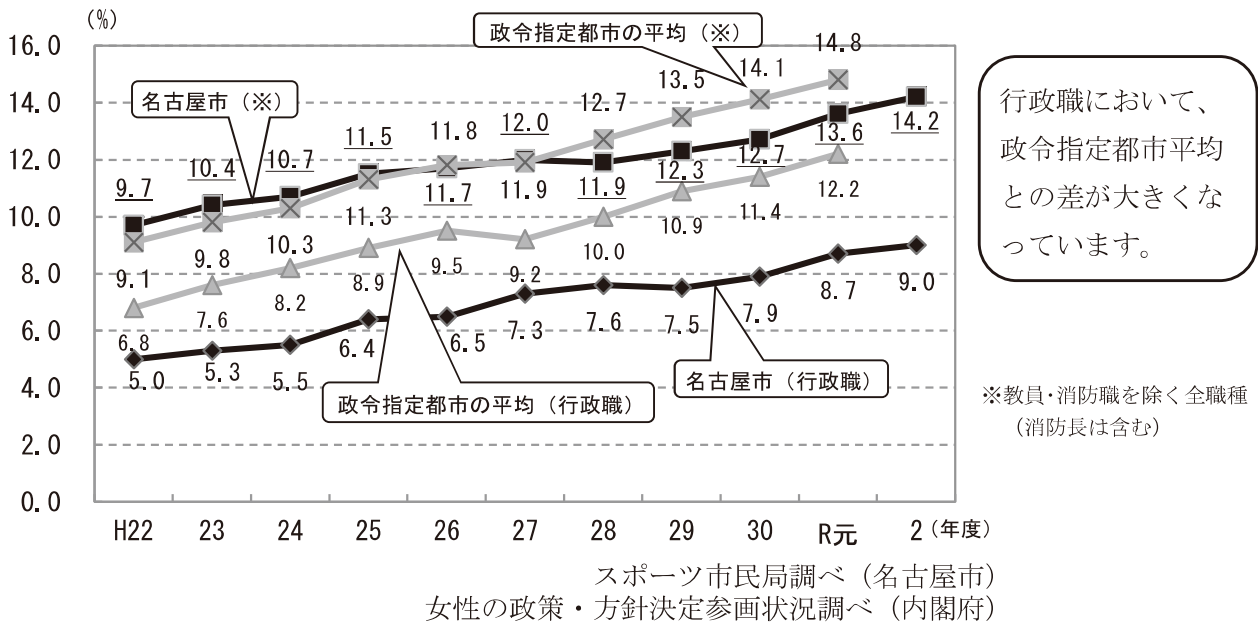
区政協力委員 学区委員長（女性比率 4.9%）は、女性の参画がほとんど進んでいません。

市職員における女性管理職

名古屋市の女性管理職員数（全職種）については、基本計画2020策定時の12.0%から、令和2年4月時点において14.2%と増加しました。

また、令和元年度の状況を政令指定都市の平均と比較すると低くなっており、さらなる取組が必要です。

【図表11】市職員における管理職女性比率（名古屋市と政令指定都市）

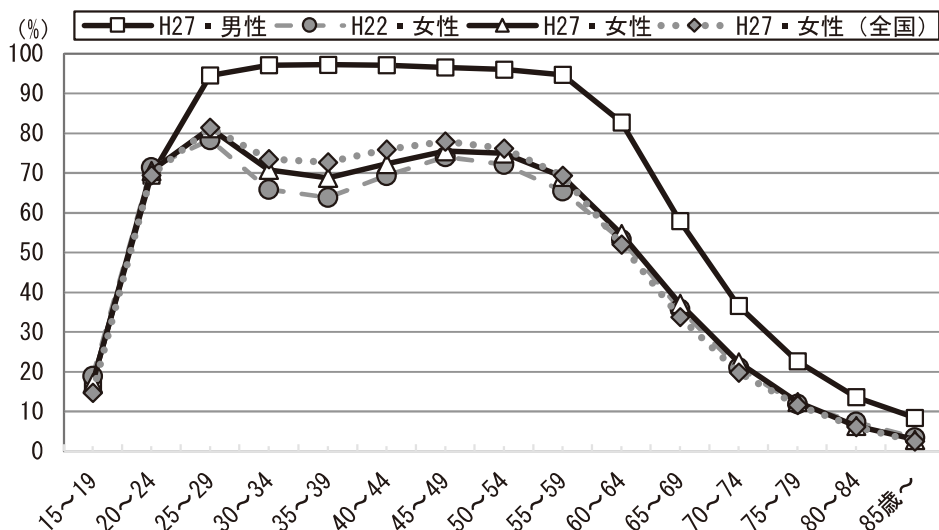


(4) 仕事に関する男女の状況

性別・年代別にみた労働力率

女性の労働力率は、出産、子育て期に低下するいわゆる「M字カーブ」となっていますが、M字の谷は徐々に小さくなっています。全国に比べるとやや谷が深い状況になっています。

【図表 12】男女別、年齢 5 歳階級別労働力率（名古屋市）



国勢調査(総務省)

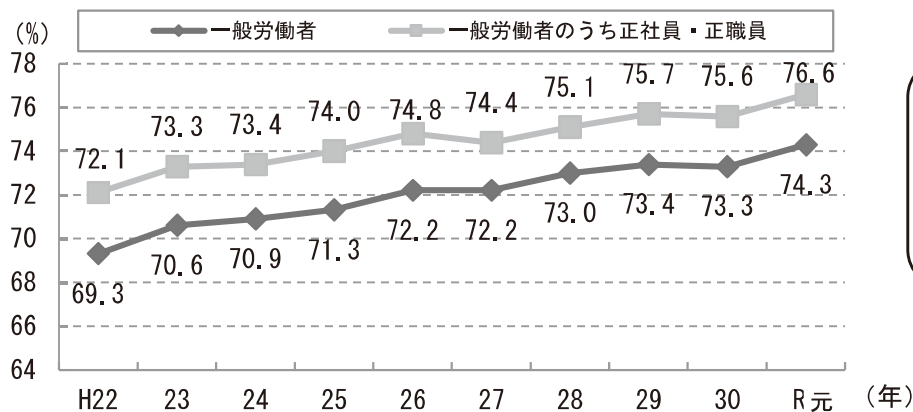
男性の労働力率は「台形型」であるのに対して、女性は「M字型」となっています。また、女性の「M字型」の谷は全国より深くなっています。

男女の賃金格差、就労状況

令和元年の国の賃金構造基本統計調査では、男女の賃金格差は大きく、男性一般労働者の給与水準を 100 とした場合、女性一般労働者は 74.3 に留まっている状況です。

また、平成 29 年の名古屋市の就業構造基本調査では、不安定な非正規労働についている割合が、男性の 20.4%に対して、女性は 55.8%と高くなっています。

【図表 13】男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与＝100）（全国）



男性の給与水準を 100 とした場合、女性は 74.3 に留まっています。

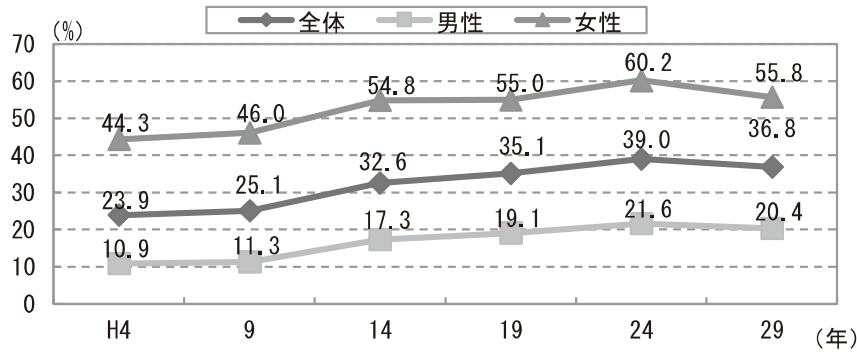
※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。

※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を 100 とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

【図表 14】男女別非正規就業者割合の推移（名古屋市）



不安定な非正規労働
についている割合
は、女性の方が高く
なっています。

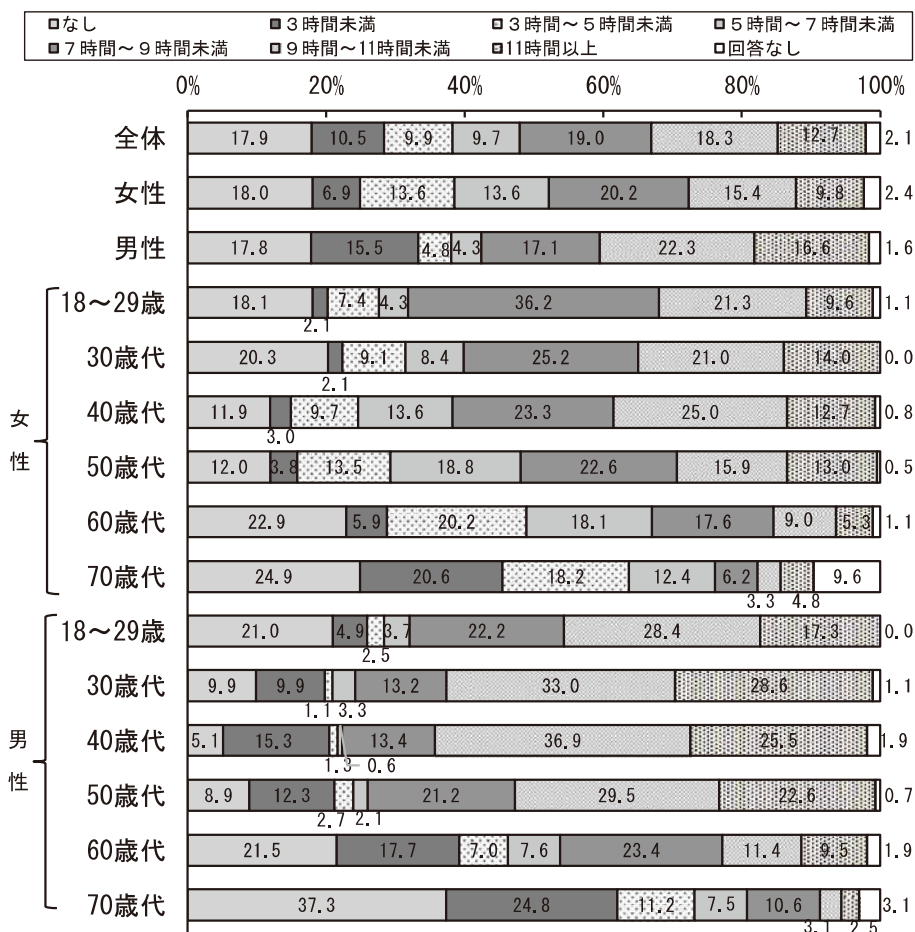
※非正規就業者割合は、「会社などの役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員」／「会社などの役員を除く雇用者」×100。

就業構造基本調査 名古屋の就業構造（名古屋市）

1日の労働時間

令和元年度の基礎調査では、1日当たりの労働時間について、子育て期と思われる30～40代の男性で、1日11時間以上働いている割合は約25%となっています。平成26年度に実施した同調査では約30%でしたので、少し改善していますが、男性の長時間労働の実態は解消されていません。

【図表 15】1日のうちで仕事に要する時間（名古屋市）



子育て期と思われ
る30～40歳の男
性で、1日11時間
以上働いている人
は25%を超えてい
ます。

令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

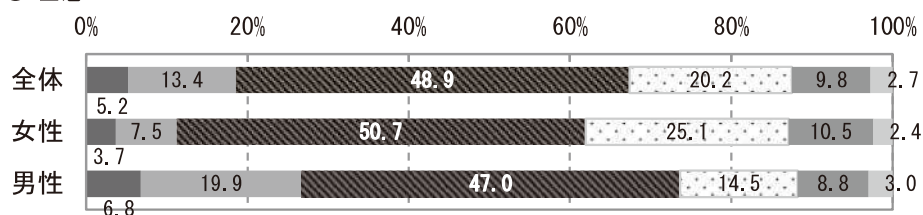
仕事と生活のバランス

令和元年度の基礎調査では、「仕事と生活の理想と現実」について、男女とも約半数の人が「仕事と生活ほぼ半々」を理想としているにもかかわらず、現実には男性の73.8%が仕事に偏っています。

【図表 16】仕事と生活の理想と現実（名古屋市）

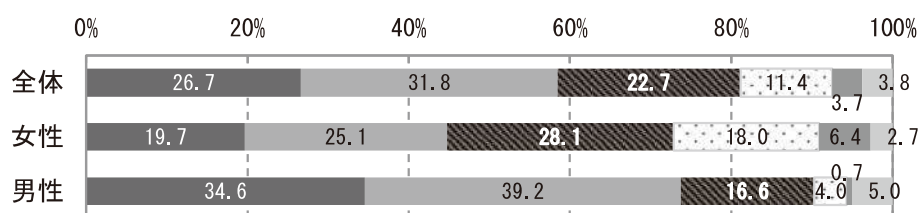


●理想



男女とも約半数の人が「仕事と生活ほぼ半々」を理想としています。

●現実



現実には男性の73.8%が仕事に偏っています。（女性は44.8%）

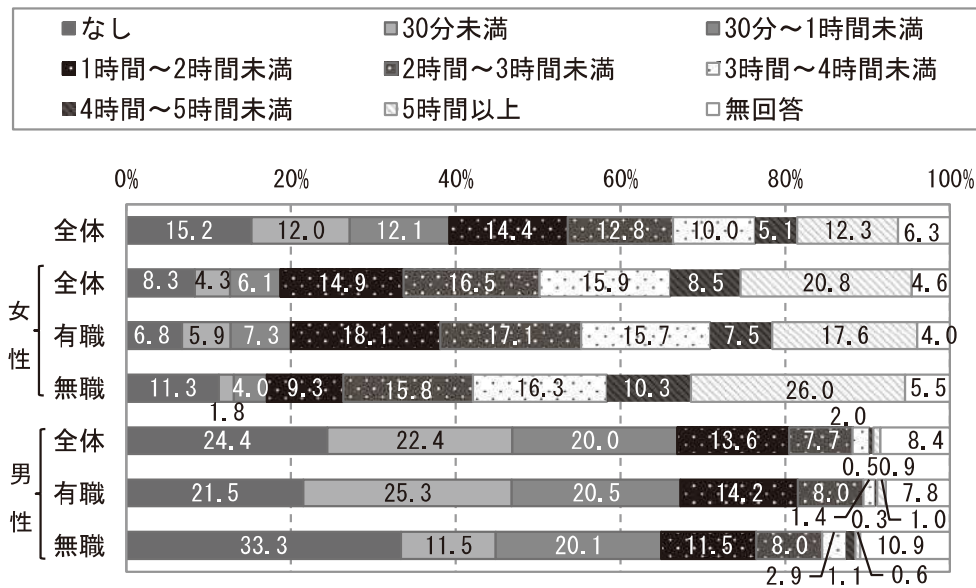
令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

(5) 家庭や地域における男女の状況

家事等の時間

令和元年度の基礎調査では、平日の家事に要する時間について、女性は有職では「1 時間以上 2 時間未満」が最も多く、次いで「5 時間以上」が多くなっており、無職では「5 時間以上」が最も多いのに対し、男性は有職では「30 分未満」が、無職では「なし」が最も多くなっています。共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回りその差は広がっていますが、世帯構造変化と家事の分担との相関関係は見られず、家事等への男性の参画は進んでいません。

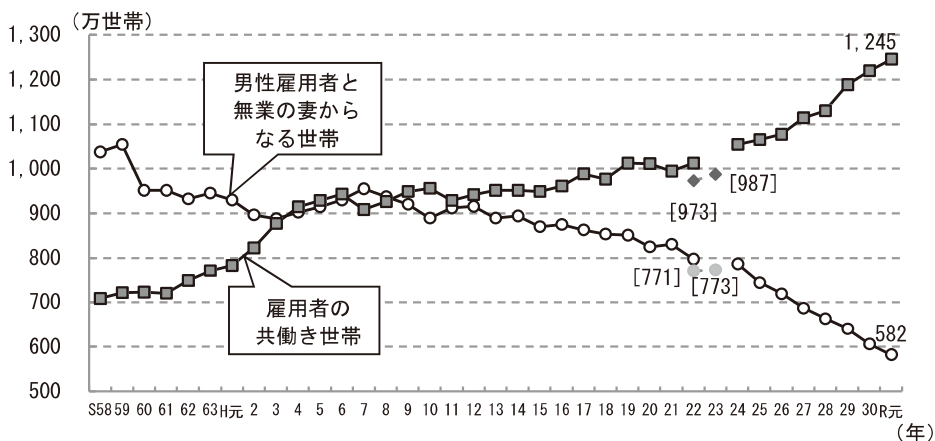
【図表 17】 平日家事に要する時間（名古屋市）



職業の有無にかかわらず、家事の負担は女性に偏っています。

令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

【図表 18】 共働き世帯数の推移（全国）



「共働きの世帯」は「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を大きく上回り、令和元年で1,245 万世帯です。

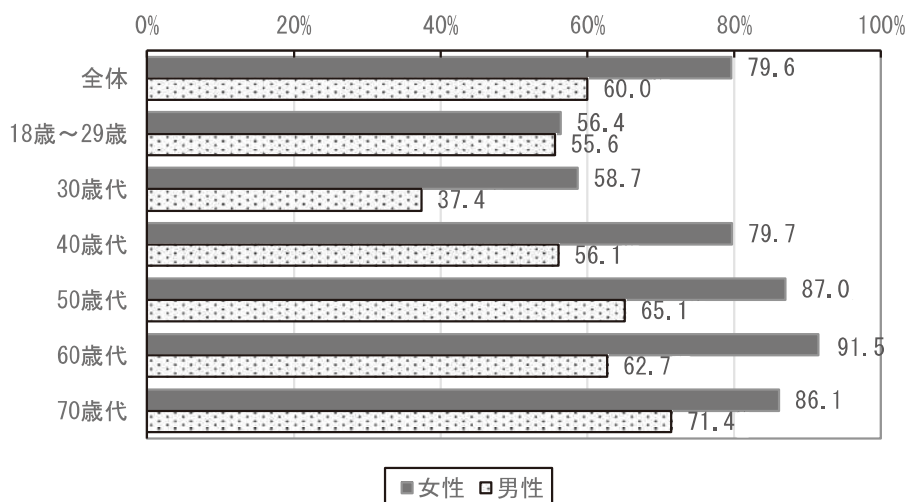
令和2年版 男女共同参画白書(内閣府)

1. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 平成22年及び23年の〔 〕内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

地域活動における男女の参加経験

令和元年度の基礎調査では、地域活動への参加経験について、すべての年代において女性が男性を上回っています。

【図表 19】性別・年代別にみた地域活動への参加経験（名古屋市）



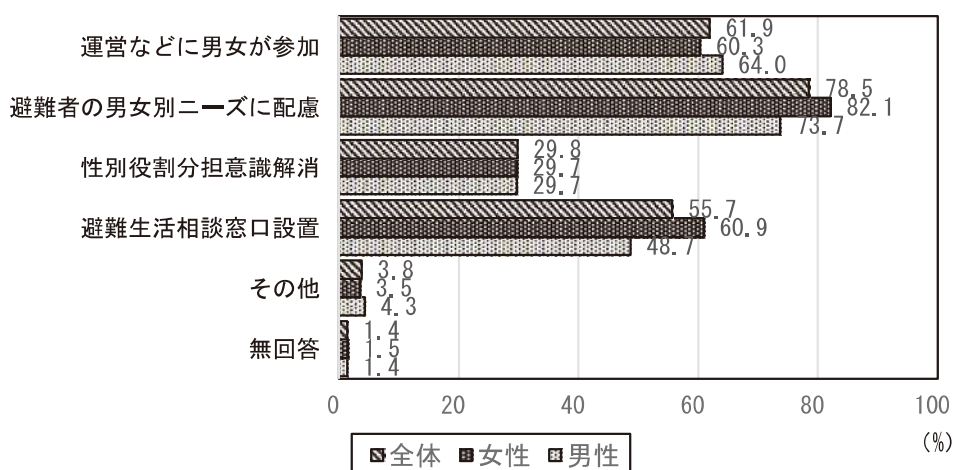
地域活動への参加割合は、すべての年代で、女性が男性を上回っています。

令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

災害時の避難所運営で必要なこと

令和元年度の基礎調査では、地域活動の1つである防災活動において、災害時の避難所運営に必要なこととして、運営方針の決定などに男女がともに参加することや、性別によるニーズの違いに配慮することについて、7割前後の人が必要と考えています。一方で、女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識解消の必要性については、全体として3割弱の人しか必要と考えていないことが明らかになっています。

【図表 20】災害時の避難所運営で必要なこと



女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考えている人は約3割に留まっています。

令和元年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）